

改正点をめぐる諸問題

—— 宗教団体に対する管理の要素の導入 ——

桐ヶ谷 章
(創価大学)

一 はじめに

1 「改正」の是非をめぐる論議

改正点をめぐる諸問題について、主として改正反対という立場からご報告したい。

今回の改正についてはその賛否をめくり、さまざまの議論がある。⁽¹⁾⁽²⁾ 反対論の主な理由は、今回の改正は、宗教団体の信教の自由（活動の自由）を保護するために制定された法律である宗教法人法の基本的性格を変え、宗教法人を管理監督するための法律にしてしまうという点にある。これに対して賛成論としては、この程度の改正は宗教法人法の基本的性格を何ら変えるものではないという点である。さらには過激な議論になると、この程度の改正では生ぬるいので、更なる改正をもつといろいろな角度で行っていくべきであるという点がある。

これらの考え方の違いは、宗教法人法の目的をどのように考えるか——それに関連して、同法の認める公権力の関与をどのように考えるか——の違いに由来すると言える。

性格を変えるから反対であるという考え方は、宗教法人法というのは、信教の自由の保障・政教分離原則を基軸

にして、宗教団体に権利能力を与え活動を円滑に行えるようにするために制定された法律であつて、決して宗教団体を管理したり監督したり、ましてや統制したりするための法律ではないという考え方が基本にあると言える。認証を受け宗教法人として活動をしていくうえにおいて、必要な限度での公権力（所轄庁）のかかりあいは認めるが、あくまでもそれは最小限度にとどめるべきであつて、できることならばかかりあいはないほうが望ましい、なかんずく「聖」なる部分に対しては公権力は一切関与しないように配慮すべきであるという考え方が基底にある。

これに対して、この程度の改正は宗教法人法の基本的性格を変えるものではないという考え方の基底には、宗教法人法が規定している宗教法人に対する公権力の若干の関与をとらえ、宗教法人法は既に宗教法人に対する公権力の規制を自認しているという考え方があつた。そして、公権力による宗教法人法の若干の管理は宗教法人法自体が受忍している、したがつてそれを少々強化しても性格を変えるものではない、とする。この管理・規制の部分——行政の責任と考える論者もいるが⁽³⁾——を少々膨らませてでも宗教法人法の基本的性格を変えるものではないのだから、今回の程度の改正であつたなら全然問題はないし、さらに管理・規制を強化することも可能であるという考え方になるようである。

2 改正に反対する理由

私は結論的には前者を是とするものである。この見解は、単に法の性格が変わるから反対であるというだけでなく、改正が憲法の精神に反するという考え方につながる。

多くの論者が指摘しているとおり、日本国憲法における信教の自由・政教分離原則は、戦前の国家神道との決別、あるいは戦前の宗教法制による宗教弾圧という苦い歴史等に対する厳しい反省から獲得されたものであり、その根底には、国家は宗教にはかかわるべきではないという理念がある⁽⁴⁾。その理念のもとに、宗教法人令を経て宗教法

人法が制定された訳であるが、その中で宗教法人の設立については、「届出制」と「認可制」の中間とも言える「認証制」を採用した。⁽⁵⁾これは、国家の関与は極力少くしようとする方向性・基準を示したものであると言える。⁽⁶⁾

この理念は宗教法人法それ自体の中に明確に示されている。例えば同法一条二項に「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」という基本原則を定め、また八四条、八五条等で国家が宗教法人の特に宗教活動等の「聖」なる事項にかかわることを極力排するということを、神經質な位強調している。更に一八条の六項等において、宗教法人の代表役員や責任役員という「俗」の分野における権限が宗教上の権能を何も意味するものではないとして、宗教法人における「聖」と「俗」の権限・権能を完全に立て分けて⁽⁷⁾いる。

このようにみると、宗教法人法は国家が宗教法人なканずくその「聖」なる事項には、絶対といつていいほど関与してはならないという思想のもとに制定されており、それがまた憲法の精神に合致するものであると考⁽⁸⁾える。今回の改正はそういう性格を根本的に変えるものであり、本来信教の自由を保障するという性格を持った宗教法人法が、宗教に対する国家の管理のための法律に一步踏み出したものと言⁽⁹⁾うことができる。そうなると、法の基本的性格を変えろというだけでなく、憲法二〇条違反を問われることになる。

先程棚村先生もご指摘していたとおり、確かに改正前の宗教法人法に全く不備がないというわけではなく、改正すべき点も議論していけばあるかと思う。ご指摘の宗教法人の解散命令の際の保全に関する問題等はその一つである。しかしながら、宗教法人法が完璧でないということと、性格を変えて宗教管理法的な色彩の法律にしてしまつていいかという問題とはおのずと別次元の問題である。改正しなければならぬ部分があるということから、

改正は解禁されるとし、そうであるなら法律の性格を若干変えて改正していつでも構わないと言うのは、議論のすりかえである。

次に、宗教法人の自律性、宗教界の自浄作用が必要であり、それがきちんと行われていれば行政ないし国家からの介入ということも極力少なくなるという主張もある。これは確かに、そのとおりであり、宗教界、宗教団体の方で自浄努力をしていかなければならないことは、もとより当然である。しかしながら、それが今現在行われていないからといって、「だから」と業を煮やして国家の方で法律を作り、強制的に一定の自浄作用をやらせるという発想は、大変危険である。辛抱強く宗教団体・宗教界の側の自浄作用を待つというのが、憲法の精神なのである。

以上のような観点に立って、今回の改正——私に言わせれば「改悪」ということになるが——について何点か考えてみたいと思う。

※以下の記述においては、次の略語例による。

法Ⅱ宗教法人法 旧法Ⅱ平成七年法律第一三四号による改正前の宗教法人法 改正法Ⅱ上記改正後の宗教法人法

報告書Ⅱ宗教法人審議会の一九九五(平成七)年九月二九日付「宗教法人制度の改正について(報告)」と

題する報告書

二 宗教法人法「改正」の内容

1 改正の要点

今回の改正の要点は、次の四点である。

①二県以上で活動する宗教法人を文部大臣の所轄とする。

②宗教法人から所轄庁に対し、財務会計に関するものを含む一定の書類の提出を義務づける。

③関係者から宗教法人に対する財務会計等に関する書類や帳簿の閲覧を請求できるようにする。

④解散命令の請求などをすべき疑いがある場合など一定の場合に、所轄庁の報告聴取権および質問権を認める。

2 改正の具体的内容

もう少し具体的に言くと、

①所轄庁について。旧法は宗教法人は原則として都道府県知事の所轄であり、例外的に、他の都道府県にある宗教法人を包括する宗教法人だけが文部大臣の所轄とされていた。ところが、今回の改正法では、現在都道府県知事の所轄である宗教法人のうち、「他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人」等を文部大臣の所轄としている(改正法五条二項一号)。

②提出義務について。旧法では作成が義務づけられていない「収支計算書」(改正法二五条二項三号)や「境内建物(財産目録に記載されているものを除く。)」に関する書類(同項四号)の作成、備え付けを義務づけ、そのうえで、「役員名簿」、「財産目録」、「収支計算書」、「貸借対照表」(作成している場合に限る)、「境内建物に関する書類」(収益事業に関する書類)の写しを、毎会計年度終了後四月以内に所轄庁に提出することを義務づけるものがある(同条四項)。そして、この提出義務に違反した場合には、代表役員等を一万円以下の過料に処すこととし(改正法八八条五号)、罰則によって書類の提出を強制している。

③閲覧請求(開示義務)について。宗教法人に備え付けが義務づけられている書類および帳簿について、信者な

どからの請求があったときは、これを閲覧させなければならぬとするものである。宗教法人は、閲覧することについて「正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない」と認められる場合には、信者その他の利害関係人からの閲覧請求に応じなければならないものとしている（改正法二五三条三項）。

④報告徴収権・質問権について。宗教法人に、法七九条（収益事業の停止命令）、法八〇条（認証の取り消し）、法八一条（解散命令の請求）に定める事由に該当する疑いがあると認められる場合に、所轄庁に、当該宗教法人に対して報告を求め、当該宗教法人の代表役員その他の関係者に対して質問をする権限を与えるものである（改正法七八条の二）。この場合、代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得れば、当該宗教法人の施設に立ち入ることもできるとされている。この報告や質問に応じなかったり、虚偽の報告、答弁をした場合には、やはり、代表役員等を一万円以下の過料に処すこととし、罰則によつて報告や質問に応じることを強制している。

以下、これらの問題点について、指摘していきたい（なお、議論の便宜上、若干順番を変え論述する）。

三 財務関係書類の性質

1 改正と財務関係書類の関係

今回の改正の眼目の一つは、財産目録、貸借対照表、収支計算表などの財務関係書類や帳簿を所轄庁に提出すること、およびそのようなものを信者その他の利害関係人に請求があれば開示するということを、法的に義務づけるという点にある。その理由としては、所轄庁による宗教法人の状況の把握とか、宗教法人の透明度を増すことの必要性などがあげられている。そしてこれらの事柄ならば、宗教法人の法人運営、すなわち「俗」にしかかわらな

いことであつて、宗教活動などのいわゆる「聖」の領域には触れるものではないと主張されている。

宗教法人における「聖」と「俗」を分離するのが困難であるということは、先程の棚村先生のご指摘のとおりであるが、視点を変えれば、そうであるがゆえに、「俗」に対する支配が「聖」に対する支配に直結する恐れが大変強いということでもあるわけで、その点について十分注意していかなくてはならないのである。

2 財務関係書類における「聖」と「俗」

財務関係の書類や帳簿には単に数字だけでなく、活動の内容や信者のプライバシーにかかわる問題も反映されている場合が多い。例えば、財産目録ひとつとってみても、特別財産の項目には、「本尊、神像等の礼拝の対象となる物件」などを記載することとされている。⁽⁹⁾ そうすると財産目録を見ればその宗教団体が礼拝の対象としている本尊や神像等(これは紛れもなく「聖」の部分である)が明らかになる。また、収支計算書では、宗教活動収入として、「供養」とか「布施」「喜捨金」等信者からの宗教上の献金の額などが記載されることになり、また宗教活動費として「儀式費」、「行事費」、「布教費」などが記載されることになる。⁽¹⁰⁾ そういふものは、宗教活動の側面と表裏の関係にあり——と言うより宗教活動そのものと言つた方がよい——単に数字だけ出せばいいと言つても、その数字(「俗」の側面)を通して宗教法人の宗教活動(「聖」の側面)の実態というものが表れるということになつてしまふ。要するに、数字や財産を通して活動の中身、すなわち紛れもなく宗教団体の「聖」の側面にあたる部分が反映されることになる。したがつて、このような部分に国家がかかわることになると、それはもはや、単に俗の側面のみに対する国家の関与というだけにとどまらず、聖の部分に対する国家の関与にもつながつてこざるをえないということになる。

そこで、項目をもう少し細分化して、提出義務、開示義務につき各々の問題点を指摘しておきたい。

四 提出義務の問題点

1 改正の内容とその理由

改正法は、宗教法人に対し、右に述べたような性質をもつ書類や帳簿を所轄庁に提出することを義務づけた。これにより所轄庁はそれらの内容を把握するということになるが、これは取りも直さず、宗教法人の聖なる部分である宗教活動について所轄庁が把握するということである。

報告書には提出義務を課する理由として、①「所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を把握することにより、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を適切に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用をはかることができる」こと、②「宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資すること」等があげられている(五頁)。

しかしながら、以下に述べるような問題点がある。

2 問題点

右①は、はからずも所轄庁による宗教法人の「活動状況」の「把握」がその目的であることを自認している。また、「宗教団体としての要件」を「備えていること」の確認をするということは、法二条の要件、すなわち宗教団体の「教義をひろめ」「儀式行事を行い」「信者を教化育成する」という部分を所轄庁が恒常的に把握していくというものである。宗教法人が「聖」の部分の要件を備えているかということこそ所轄庁が恒常的に把握していくために、

一定の書類を提出させるということになる訳で、結局これも、聖なる部分を恒常的に監視していきたくから、提出義務を課すのだということをお認めしているに等しい。また、提出させる目的は何か。ただ書類を積んでおくためだけの提出であるならば提出させる意味は何もない。提出させることによって何らかの状況把握をし、それに基づいて宗教法人に対して指導・監督等の行動をとっていくということが前提にあるからこそ、このような提出義務を負わせる意味があるのである。

このように、財務会計に関する書類の提出義務を課することは、所轄庁が宗教法人法の聖なる部分に関与することにつながる。これは公権力による、宗教法人の信教の自由に対する管理・干渉につながり、信教の自由に対する侵害となる。

これに対し、報告書によると、提出義務を課した書類は「宗教法人の財務会計等の管理運営に関する客観的な事項を記載したものであり、信教の自由を侵害するおそれにつながるものではない」(五頁)としているが、この論は、あえて先に述べたような事実から目をそらそうとするものである。宗教法人の聖の事項に公権力の関与を許すということは、宗教法人が公権力からの監視の下で宗教活動を行うということである。そうすると、いつも公権力の目を気にしながら活動しなければならなくなり、活動が萎縮してしまう(chilling effect)⁽¹¹⁾。このようなことをしてはいけないというのが、信教の自由・政教分離原則の眼目なのである。

なお、宗教活動は宗教団体が布教をするなど世間に自らをアピールする最重要活動であり社会に対してオープンにすべき性質の事柄であるとの観点から、提出義務を課することを積極的に支持する見解がある⁽¹²⁾。しかしながら、これは問題のすりかえ以外の何物でもない。自ら自主的に世間にアピールすることと、公権力に書類提出や報告を義務づけられその目を気にしながら活動することとは、全く異なる性質のものであることは言うまでもない。

②については、宗教法人の自治能力や管理運営の透明性は、後述のとおり、国家が強制的に押しつけるべき類いものでないということを描きしておく。

以上の観点から、この点に関する改正は、きわめて違憲性が強いと言わざるをえない。

3 諸外国の例の採用の誤り

この改正に関連して、米カリフォルニア州の法制を引き合いに出し、欧米等においては、このような書類を所轄庁に提出することが当然視されているかのような議論を展開する論者もいるが、⁽¹³⁾必ずしも当を得た議論ではない。確かにアメリカにおいて年次報告書 (annual report) を提出することが規定されている州もあるが、報告を義務づけられている事項は、おおむねきわめて形式的な事項に過ぎない。

例えば、論者が引き合いに出しているカリフォルニア州の例を見ると、宗教法人を含むすべての法人は、①中心管理者 (chief executive officer) 、秘書役 (secretary) 、財務主任 (chief financial officer) の氏名・住所、②カリフォルニア州の主たる事務所の住所、③訴状送達受領代理人の氏名を、毎年、州務長官 (Secretary of State) に届け出なければならないとはされているが、いわゆる収支計算書とか財産目録などのようなものを出すことまでは義務づけしていない (「カリフォルニア州法典」〈California Corporations Code〉六二一〇条、八八一〇条、九六六〇条(a)項⁽¹⁴⁾)。

また、「慈善目的の受託者の監督統一法」(The Uniform Supervision of Trustees for Charitable Purposes Act) に基づく報告の制度もあるが、この報告は、司法長官 (Attorney General) が当該法人が適正に運営されているか否かを判断できるように、その慈善団体に関する十分な情報を提供することにある。こうした要請により、同法

に服する団体は、慈善信託の登記官に年次報告を提出しなければならないが(一二五八六条)、主として宗教団体として設立、運営されて慈善法人等は、適用免除されている(一二五八三条)⁽¹⁵⁾。

したがって、宗教団体は、司法長官への報告書の提出義務はなく、また州務長官への報告についても、その内容は単なる形式的事項に過ぎず、論者が指摘するような「法人に自らの公開性、透明性を確保」するなどという内容のものではない。欧米の例を引き合いに出して、改正法の要求するような提出義務を根拠付けようとするのは、適切ではない。

4 小規模法人の収支計算書作成義務免除の問題点

ところで、改正法附則二三項によると、「当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、……当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる」とされており、一九九六年六月三日にこの額が「八千万円以内」と決定され、年間の収入額が八千万円以内の宗教法人については収支計算書の作成義務が免除されることになった⁽¹⁶⁾。

そもそも収入額の規模によつて収支計算書の作成義務の有無を決めること自体、法の下の平等(憲法一四条)に違反する疑いが強い。また、何を根拠に八千万円で線引きしたのかも明らかでない。さらに、収支計算書等の提出義務を規定した理由として「自治能力の向上に資する」こと等が上げられているが、ある意味から言うならば、作成義務を免除されることになつたような言わば小規模な法人こそ、自治能力の向上が期待されると言える。そのような小規模法人に作成義務を免除するというのは、言うところの目的なるものが、きわめて空々しく響くと言わざるをえない。

それらはさておいても、実務上次のような問題点が生ずる。租税特別措置法六八条の六によると、「法人税法第二条第六項に規定する公益法人等」は、「当該事業年度の収支計算書を当該事業年度終了の日から四月以内に……所轄税務署に提出しなければならない」とされているが、「小規模な法人」として政令で定める法人は除外されている。そして右に言う「小規模な法人」は、「当該事業年度の収入金額……の合計額が五千万円……以下の法人とす」とされ（同法施行令三九条の三六）、この規定が一九九七年一月一日以降開始する事業年度から適用されることとなっている（同法附則〈平成八年三月三十一日法律第一七号〉一八条）。

この結果、宗教法人以上は年間の収入額が八千万円以下の宗教法人以上について収支計算書の作成義務が免除されるも、税法上は年間の収入額五千万円以下の宗教法人のみが提出義務を免除されるということになる。つまり、年間の収入額が八千万円以下であっても五千万円を越える場合には、収支計算書を作成しなければならないということである。一方、改正宗教法人以上によれば、年間の収入額が八千万円以下の宗教法人であっても、実際に収支計算書を作成している場合にはこれを主たる事務所に備え付けなければならない（附則二五項）、したがってまた所轄庁に提出しなければならない（二五條四項）。

このように宗教法人以上の提出義務の線引きと税法上のそれとの乖離を生じ、結局、八千万円の線引きはほとんど意味がないということになる。宗教法人以上改正についての取組が余りにも性急かつ拙速であることの一面が、ここにも露呈していると言える。⁽¹⁷⁾

5 提出された書類等の利・活用の問題点

提出された書類の利用・活用についても問題をはらんでいる。所轄庁に提出された財務関係書類について、所轄

庁は守秘義務を負うのは当然である(国家公務員法一〇〇条、地方公務員法三四条)。信教の自由がからむ問題であるので、この守秘義務は、より慎重に守られる必要がある。しかしこの守秘義務と国会の国勢調査権(憲法六二条)や議会の調査権(地方自治法一〇〇条)との関係はどうなるのか。また、情報公開条例や情報公開法(未制定ではあるがその制定が近く予想される)との関係でどうなるのか。所轄庁の対応の仕方いかににより、単に守秘義務違反に止まらず、信教の自由の侵害になる。所轄庁はこのことを念頭において、この問題には慎重に対処していかなければならない。⁽¹⁸⁾

五 開示義務の問題点

1 改正の内容とその理由

次に、改正宗教法人法は、信者その他の利害関係人は、正当な利益のある場合、宗教法人法二五条で備え付けることとされている書類、帳簿について、宗教法人に対して閲覧を求めることができる旨規定した。その理由としては、「法人の財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明性を高めるべきである」という社会一般の論理を取り入れるべきであり、「宗教法人の公共性に対応した公正な運営をより一層確保することが必要である」とされている(報告書三頁)。

しかしながら、公正な運営を確保するためという理由で、改正法のように、宗教法人に、開示を、法律などの公権力をもって一律に強制するという発想は、大きな誤りであり、危険である。

2 宗教団体の自主的運営の自由

憲法が保障する信教の自由は、宗教団体の自主的運営権をも含む。いかなる者が運営に携わるのか、公正な運営を図るためにどのような方法をとるか等は、各宗教団体が、その教義・信仰、歴史・伝統、信者との関係性などを踏まえて、自らの責任において自主的に決めるべきことであると、憲法は考えている。公正な運営を図るためには開示も一つの方法であろうが、そのほかにもいろいろな方法がある。開示をするか否か、また、開示する場合も、どのような方法でどのような範囲の人々に開示するか等については、いずれも宗教法人の責任と自主性に任せるべき事柄と言える。どの宗教法人にも、公権力をもって、画一的かつ一律に——しかも「聖」の領域の事項に密接に関連する事項について——開示を強制することは、自治に対する介入であり、許されない。

「社会一般の論理を取り入れる」ということをこの制度導入の理由の一つにしているが、このような開示制度は、学校法人、社会福祉法人はじめ他の同種の「公益法人等」(法人税法別表第二に掲げる法人)には例のないことであり、今回、宗教法人についてだけ導入されたことになる。

なお、商法二九三条の六において、株主の帳簿閲覧請求権が規定されているが、営利を目的とした株式会社株主と宗教活動を目的とした宗教法人の信者等とは全く性質を異にするものであって、彼此同一に論ずることはできない。また、そのような株式会社における帳簿閲覧請求権でさえ、株主すべてに認められている訳ではなく、発行済み株式の一〇〇分の三以上に当たる株式を有する株主に認められているに過ぎない。

3 請求権者についての問題点

改正法の開示制度は、請求権者についても問題がある。

まず、「信者」がいかなる範囲の者を言うのか不明確である。宗教法人法において従来「信者」は、大別して二つの役割を担うものとされてきた。第一は、二条で言う「信者」である。ここでは教化育成の対象となっている。第二は、一二条三項、一三条、二六条二項、三四条一項、三五条三項、四四条二項等で言う「信者」である。ここでは公告を受ける者となっている。そして今回閲覧請求できる者としての「信者」が付け加えられた。これらのすべての「信者」概念が同一でよいのかという問題がある。とりわけ、閲覧請求権はあくまでも法人運営という宗教法人の俗の側面に関わることである。教化育成の対象たる「信者」は、専ら信仰という聖なる側面に関わることである。宗教法人法は、「信者」が当然に法人運営に関与することまでは要求していない。「聖」と「俗」を神経質な位に立て分けている宗教法人法の基本理念から考えて、一律に「信者」全般に閲覧請求権を認めるという根拠は、きわめて乏しいものと言⁽¹⁹⁾える。

ちなみに、改正以前に「信者」に帳簿等の閲覧請求権があるかについて争いがあつた事案について、裁判例は、肯定例・否定例に分かれている⁽²⁰⁾。事案を見ると、信者と宗教法人の運営との関わりの濃淡が、両者の分水嶺になっているように見える。このことから、一律に「信者」というくり方で閲覧請求権を認めることには疑問がある。

「その他の利害関係人」に至ってはその範囲の確定はどのような基準によるのかきわめて不明確であつて、そのような者に閲覧請求権を認めるということは、宗教法人の法人運営に大きな混乱を生じ、ひいては宗教活動の妨害につながりかねず、そのような者に対する閲覧請求を義務づけることは、まさしく信教の自由に対する侵害である。株主総会における、いわゆる「総会屋」の横行を目の当たりにするとき、この危惧は極めて大きいと言⁽²¹⁾える。

4 アメリカ法との対比とその誤り

この点に関連して、アメリカでは「信者」全てにこのような帳簿・書類の開示請求権があるかのような紹介をし、改正法の合理性を根拠づけようとする論者がいる。⁽²¹⁾ しかしながら、この論は以下のとおり不正確ないし誤りである。

カリフォルニア州法人法典の第一編「法人」(Title I. Corporations)の第二章(Division 2)は「非営利法人法」(Nonprofit Corporation Law)であり、その第四節(Part 4)は「非営利宗教法人」(Nonprofit Religious Corporations) に関し規定する。その九五二一条は、会計帳簿・会計記録や各議事録を、構成員(member)に對し、その者の構成員としての利益に合理的に関連する目的のために、閲覧させるとしている。しかし他方で、同法九三二〇条(a)項は、どういう者を構成員として受け入れるかについての決定権を法人に委ね、更には定款(articles)または付属定款(DyLaws)で構成員を持たないことも規定することができるとしている。すなわち、構成員を置くか否か、置くとしてどういう者を構成員にするかは、当該法人の自治・自律に任せており、法の不介入の立場を取っている。

また、非営利法人の「構成員」については、同法典の非営利法人法第一節(Part 1) (「一般規定および第一節ないし第五節の定義」)の五〇五六条で、「法人の定款または付属定款の特定の条項により、理事の選任の議決権、法人の全部あるいはは全部の財産の処分についての議決権、または合併あるいは解散についての議決権を有する者を言う」と定義されている。会計帳簿・会計記録や議事録の閲覧の権利は、これらの議決権と密接に結び付いて認められることが前提となっていると考えられる。このように、カリフォルニア州法人法典の非営利法人法においては、法人の運営にかかわる「構成員」と「信者」とは厳然と立て分けられているのである。⁽²²⁾

日本の宗教法人法において、「信者」が右非営利法人法で言うような意味での「構成員」に当然になるなどという根拠はどこにもない。カリフォルニア州の制度が、法人運営に何の権限もない単なる「信者」に閲覧請求権を認める改正法の合理性を根拠づけるものでないことは、余りにも明白である。この制度を引き合いに出して改正法の合理性を根拠づけようとするのは、「信者」と「構成員」を混同しているとのそしりを免れない。

カリフォルニア州の制度を参考にするならば、仮に信者の一部に閲覧請求権を認めるとしても、法二条で言う「信者」とは区分した概念の者(例えば、「法人運営にかかわる信者」とか、それこそ「構成員」等というように)を想定し、しかもその権利を有する者の範囲は当該宗教団体において決定しうる旨の規定にするべきことになる。⁽²³⁾

5 「正当な利益」「不当な目的」について

改正法は、閲覧請求の要件として、請求権者に「正当な利益」があることと「不当な目的」によるものでないことを規定し、一応の絞りをかけている。しかしながら、これらの絞りはほとんど絞りにならない。

まず「正当な利益」について見てみる。閲覧請求権を認める理由として、前述のように、民主的運営や透明性を高めることにより、「宗教法人の公共性に対応した公正な運営」を確保することがあげられている。ということは、閲覧請求の理由として、「宗教法人が公正に運営されているかどうかを確認したい」との理由をあげさえすれば、宗教法人は閲覧請求に応じなければならなくなる可能性が強くなる。これでは、殆ど全ての閲覧請求に応じるべきことを強制しているに等しい。

次に「不当な目的」については、その存在を法人の側で立証しなければならぬことになるが、これはきわめて難しく、この要件も事実上ほとんど絞りにはなりえない。

そして、閲覧請求をめぐる争いがあつた場合、裁判になり、最終的には、裁判所によつて開示を命ぜられることも予想される。これも結局は国家権力による開示の強制であり、宗教法人の自治に対する介入以外の何物でもない。

6 慎重な運営の必要性

以上のとおり、開示義務についても、改正法は、さまざまな観点から見て、宗教法人ないし宗教団体の自治に対する侵害をもたらし恐れのものであり、違憲無効であると言わざるをえない。

したがって、もしこのまま運用していくのであるならば、請求権者の範囲（例えば、法二条で言う教化育成の対象としての「信者」と法人運営に携わる「信者」を分け、後者の範囲については各宗教法人に委ねるなど）、「正当な利益」の不存在、「不当な目的」の存在等の判断について、宗教法人の裁量権を大幅に認める等⁽²⁴⁾、その自治の侵害にならないように、行政、司法の両面にわたつて、慎重に対処すべきものであると考える。

六 報告徴収権・質問権の問題点

1 改正の内容とその理由

改正法は、所轄庁に対し、宗教法人が法七九条（収益事業の停止命令）、八〇条（認証の取り消し）、八一条（解散命令の請求）に定める事由に該当する疑いのあると認める場合、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、宗教法人に報告を求め、質問する権限を付与した。

その理由としては、法七九条ないし八一条は、所轄庁に「宗教法人が宗教団体の実体を欠いている場合又はその

運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための一定の権限を与えている」との前提に立ち、「宗教法人法の適正な運用を確保するためには、所轄庁がこのような権限を適切かつ慎重に行使することが必要であるが、現行法上はこれらの規定の事由に該当する場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない」ため、「所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を適切に果たすことが難しくなっている」という点があげられている(報告書六頁)。

2 法案に至る経過

この「報告徴収権」「質問権」なるものは、「調査権」の変容したものである。すなわち、宗教法人審議会の第八回特別委員会(一九九五年九月一八日)において、立ち入り検査も含む余地のある限定的調査権という形で突如登場し、第四回審議会(同月二二日)に提出されたが、そこにおいて宗教団体代表の委員の反対のため取りまとめができず、これらの反対を回避するために、文化庁は、「質問権」と表現を和らげ、最後の審議会となる第五回審議会(同月二九日)に再提出し、反対論、慎重論が多い中、強引に審議を打ち切って、報告書を取りまとめ、法案となったものである。

3 報告徴収権・質問権の内実

このように見ていくと、この「報告徴収権」「質問権」なるものは、表現こそ柔らかいものの、その内実はあくまで「調査権」ということで、国家による宗教の管理・統制のための手段として濫用される危険性ははらむものであるといえる。

すなわち、まず、右に述べた経過から、本音が「調査権」であることは、容易に推察できる。

次に、実際に報告をしなかったり、質問に答えなかった場合には、そのことを理由に罰せられたり、収益事業の停止命令などが発せられたりする恐れのある強力な権限であるということである。従来の規定のままであっても、所轄庁は宗教法人に対して、任意にはあるが、報告を求めたり質問をすることはできた。それでは埒が明かないということ、強制を伴う権限の付与という今回の改正になったのである。しかも、所轄庁がこの報告徴収権・質問権を行使する場面を想定すると、宗教法人は所轄庁によって法七九条ないし八一条に規定する事由に該当する「疑い」がかけられているということであり、場合によってはこれらの手続きが取られる可能性があるということである。宗教法人は言わば弱い立場に置かれていることになり、そのような立場に置かれた場合、所轄庁の要求には容易に抗えないのは見易い道理である。その内実において、「調査権」と選ぶところがないと言える。

4 宗教統制への萌芽

この改正は、運用の仕方いかんによっては、宗教法人の統制——ひいては宗教そのものに対する統制——にっ
なかりかねない。

すなわち、報告徴収、質問の前提となる「疑い」の有無は所轄庁が決めることである。所轄庁のさじ加減ひとつで——敢えて言うならば恣意で——調査権と同根の報告徴収権・質問権を行使できることになる。「疑いがあるから調査する」のではなく、「調査したいから疑いをかける」ということにもなりかねないのである。これは、国家権力による宗教統制の有力な武器になる可能性が、大いにある。

戦前の「宗教団体法」は、一方で主務大臣は宗教団体の活動が「安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキ」

など不都合があつたときには、設立の認可を取り消すこと等ができるという強大な権限を与え(一六条、一七条)、他方で「主務大臣ハ宗教団体ニ対シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徴シ又ハ実況ヲ調査スルコトヲ得」(一八条)と規定し、所轄庁に調査権を付与し、違反に対しては罰則を課してこれを強制していた(二八条二項)。このような強大な調査権が、治安維持法と相俟つて、宗教団体の統制・弾圧の具とされたことは、記憶に新しいところである。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾ 宗教法人法が、このような轍を二度と踏まないようにとの細心の注意のもとに制定されたものであることは、周知の事実である。

幸い文化庁は、そのような意図のないことを、繰り返し明言している。ゆめゆめそのようなことにならないよう、慎重な運用を期待する次第である。

七 所轄庁の移管の問題点

1 改正の内容とその理由

旧法は、宗教法人の所轄庁を、原則として都道府県知事とし、例外的に包括宗教法人の一部(他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人)だけを文部大臣としていた。これに対し、改正法は、複数の都道府県で活動する宗教法人については、単立であっても、所轄庁を文部大臣へ移すことにし、そのメルクマールとして、他の都道府県内に境内建物を備えるという要件を設定した。

改正の理由として、「現在、都道府県知事が所轄庁となつている、二以上の都道府県で活動を行う宗教法人については、所轄庁以外の都道府県で問題が生じた場合の対応など、一都道府県知事が所轄するには無理があり、所轄

庁が宗教法人法上期待されている責任を適切に果たすことができるようにするという観点及び国と都道府県との適切な役割分担という観点からも、文部大臣が所轄庁となることが適当であると考えられる」とされている（報告書二頁）。この趣旨は要するに、このような宗教法人について、何か問題が発生したときに適切な対応をするためには、文部大臣が国の立場でその活動を把握しておいた方が、宗教法人法上期待されている責任を果たしやすい、ということである。

しかしながら、この発想は以下に述べるとおり、きわめて問題が多い。

2 指導・監督強化のための改正

まず、この考え方の中には、所轄庁が本来予定されている権限である認証事務を越えて、宗教法人の実態を把握し監督しようという思想が内在している。このことは、改正理由として「民法法人など、他の公益法人では、その事業が二以上の都道府県にわたる場合は、主務大臣が所管することになっており、その事業が一道道府県内に限って行われる場合は、都道府県知事が所管することになっている」という点をもあげていること（報告書二頁）からもうかがえる。ただし、民法法人などの所管は、法人に対する監督が前提となっているのであるから、それらと同様にしたという発想は、宗教法人も他の民法法人などと同じように、所轄庁が監督するようにしたいということにはほかならないのである。図らずも「本音」が漏れてしまったと言える。

また、改正積極論者の島村宜伸文部大臣（改正当時）が、宗教法人の大多数が都道府県の所轄になっていることにつき、「全国的に活動している宗教法人を所轄庁が責任をもって指導、監督するのを難かしくしている」と述べていること⁽²⁷⁾とも、この改正の意図が、国による宗教法人の宗教活動に対しての指導・監督にあることを、如実に物語っている。

他方で宗教法人審議会は、「一定の宗教法人について所轄庁を都道府県知事から文部大臣に改めるとしても、宗教法人法における所轄庁の宗教法人に対する権限の内容には全く変わりはないことから、信教の自由及び政教分離の原則に照らして問題が生じるおそれはないと考えられる」などとも報告する(報告書二頁)。この説明自体、逆説的にはあるが、改正が指導・監督の方向を向いていることを示唆している。すなわち、所轄庁の権限や関与の仕方が都道府県知事と文部大臣とで何ら変わらないのであれば、宗教活動の規模によって所轄庁を変える必要は全くないはずであり、むしろ、所轄庁を変更することによって無用の混乱を引き起こすだけだからである。それをあえて変更するというのには他に何らかの意図があると見ざるをえないのである。

3 宗教法人法の所轄庁についての考え方

憲法に定める信教の自由、政教分離の原則を踏まえて制定された宗教法人法は、前述のとおり、宗教法人の宗教活動を掌握し、監督するためにあるわけではない。したがって、その所轄庁の考え方についても、他の法律に基づく法人とは異なり独自の理念を有しており、宗教法人の所轄庁には、社団法人等の主務官庁に与えられているような監督権限はないと考えられている。このことは、単に立法政策の問題というよりも、憲法上の要請である。

しかして、宗教法人の所轄庁を、宗教法人の宗教活動を掌握し、監督するためのものとして位置づけようとする——少なくとも、そのような結果を将来することになる——今回の改正は、憲法違反の疑いがきわめて強く、許されるものではないと考える。また、このように考えならば、今回の改正が都道府県知事に委任していた機関委任事務を文部大臣に戻すだけであるとの主張は、政教分離規定や信教の自由を顧みようとしない暴論と言わざるをえない。

4 所轄庁を決定する基準の不明確性と政教分離原則違反

改正法は、所轄庁を決定する基準を法三条に言う「境内建物」とした。審議会の「境内建物は宗教法人の活動を外形的、客観的にとらえるものであり、宗教活動に干渉する余地は全くない」との報告（報告書三頁）によつたものであろう。しかし、果たしてそのように言えるのか否かきわめて疑問である。

すなわち、ある建物が「境内建物」か否かについて教団と所轄庁の間で争いになった場合に、第一義的には所轄庁が判断することになる。その場合、所轄庁において、その建物が、前記の法三条の要件に該当するかどうか、つまり、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成するという主目的のために供されるものであるかどうかを判断しなければならなくなるが、これはとりもなおさずその宗教法人の教義やその活動内容にかかわる部分についてまで踏み込んで判断することにならざるをえないということである。したがってこの基準は、決して報告書の言うように「宗教活動に干渉する余地は全くない」などというものではなく、むしろ、その認定作業を通じて当該教団の教義や宗教活動に干渉してくる危険があるのである。⁽²⁸⁾

5 他の改正条項との関連

今回の改正法は、いずれも所轄庁に宗教法人の管理統制権を付与しようとする方向性を持ったものである。活動が二県以上にまたがる宗教法人の所轄庁を文部大臣に移そうという考え方は、以上の点とセットにして考える必要がある。一方において所轄庁の権限を増大させながら、他方においてこのような宗教法人を文部大臣の所轄にするということとは、大きな、あるいは活動の活発な——あえて言うならば政府・与党にとって目障りな——宗教法人の活動を文部大臣に把握させようという考え方である。まさに島村文部大臣が本音を漏らしてしまったように、そ

のような宗教団体を国家で管理したいというのが本当の目的なのである。

他の改正条項によつて文部大臣が把握した情報をもとに、政府・与党が、特定の——自分達に都合の悪い——宗教法人を揺さぶることも可能になる。このことは改正の経過を見るととき一層明らかである。いずれにしても、所轄の変更は、宗教が政争の具に使われたり、宗教への国家の介入を招く危険を大きくするものであることは、否めないところである。⁽²⁹⁾

八 結びにかえて

戦前の宗教弾圧には、「治安維持法」とともに「宗教団体法」が使われた。宗教団体法は、宗教団体の設立の認可、取り消しを文部大臣の手に独占させ、宗教団体を国の統制下に置いた。戦後、宗教団体法は廃止され、これにかわり、宗教の自由の保障に貫かれた宗教法人法が制定された。

今回の「改正」は、再び国家による宗教統制へ道を開くものになりかねない。事実、今回の「改正」を第一の足がかりとして、第二、第三の「改正」を画策している動きもある。現に一九九六年一月には、自民党ワーキング・グループなるものによる「宗教基本法」「政教分離基本法」などというものが取り沙汰され、宗教団体に対する統制を強化する動きが活発化している。⁽³⁰⁾ 今回の改正はまさしく宗教管理統制法への第一歩なのである。いったん質的転換を許してしまつたら、あとは統制の度合いが強まるだけである。その意味で今回の改正を、この程度ならと甘く見る訳にはいかなのである。治安維持法も、始めは共産主義運動や社会主義運動に対する統制法として制定されたものであつたが、そのうち罰則が強化され、やがて宗教団体の弾圧にも使えるように「改正」されていった。

宗法人法「改正」の問題も根幹は同じである。『国民を権力に隷属させよう』という動きは、小さな芽のうちにも摘み取る必要がある。

アメリカの公立学校の教室における聖書朗読が、アメリカ合衆国憲法修正一条に違反するか否かが争われた事件において、連邦最高裁のクラーク裁判官は、次のように法廷意見を書いている。「政教分離の原則の侵害は、今日(31)は滴る水であるかもしれないが、これはまもなく奔流する怒涛になるであろう」と。国家の宗教に対する中立性を一つ崩したら、後は次々に歯止めなく崩れが進行してしまふ。ことは原則に關することがらなのであるから、侵害(32)の程度を問わず、それをその最初の軽微な段階において阻止鎮圧しなければいけないのである。

(1) 宗法人法について体系的に記述されている主な文献として、以下のものがある。

- 篠原義雄「宗法人法の解説」(中央法規出版、一九五一年)、井上恵行「宗法人法の基礎的研究」(第一法規、改訂版、一九七二年)、渡辺一雄「宗法人法例解」(第一法規、一九八二年)、大宮莊業「宗法人法原論」(エムオーエー商事、一九九一年)、渡部翁「逐案解説宗法人法」(ぎょうせい、改訂版、一九九二年)、山本雅道「宗法人の法律問題」(早稲田出版、改訂版、一九九二年)、阪岡誠・東川茂夫「宗法人の実務問答集」(第一書房、増補四版、一九八七年)、日本宗教連盟編「宗法人読本」(ぎょうせい、一九八一年)、文化庁文化部宗務課宗法人法令研究会編「宗法人法の解説と運用」(第一法規、一九七四年)、同「宗法人関係質疑応答集」(第一法規、一九七七年)、文化庁文化部宗務課宗法人研究会編「宗法人必携」(第一法規、一九九三年)。

なお、宗法人法の改正を含め宗法人法全般にわたって解説したものととして、中根孝司「新宗法人法―その背景と解説―」(第一法規、一九九六年)、文化庁文化部宗務課宗法人研究会編著「Q&A改正宗法人法」(ぎょうせい、一九九七年)。

(2) 宗法人法の改正をめぐる、種々の意見・見解が表明されているが、その主なものをあげると、以下のとおりである。

単行本として、第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会編「論争宗法人法改正」(緑風出版、一九九五年)、国際宗教研究所編「宗

教法人法はどこが問題か」(弘文堂、一九九六年)、中外日報出版局編「宗教法人法改悪を斬る①②」(中外日報出版局、一九九五年)、公明新聞編「『信教の自由』 侵す宗教法人法の改悪を許すな」(公明新聞、一九九五年)、同「国家権力による『宗教管理 統制法』の断固阻止を！」(公明新聞、一九九五年)、紀藤正樹「二一世紀の宗教法人法」(朝日新聞社、一九九五年)。宗教法人法改正問題を含む諸論稿をまとめたものとして、小林節「宗教は政治参加の権利を持つ」(潮出版社、一九九六年)、桐ヶ谷章「宗教団体の政治活動」(第三文明社、一九九六年)。

改正の経過・内容を、改正に携わった立場から論述した論稿として、中根・前掲注(一)のうち「第一章宗教法人法の一部改正」、原克己「宗教法人法改正の概要」法律のひろば一九九六年四月号四頁、同「公布と同時に施行された所轄庁を変更すべき法人」月刊住職一九九六年三月号四六頁、同「義務付けられた備付け書類帳簿とその閲覧」月刊住職一九九六年四月号六八頁、同「所轄庁に提出すべき備付け書類と提出理由」月刊住職一九九六年五月号六四頁、同「所轄庁の質問権と収支計算書の作成免除」月刊住職一九九六年六月号六八頁。主として改正反対ないし慎重論の立場に立つ論文・論稿として、平野武「憲法と宗教法人法」ジュリスト一〇八一号五頁(一九九五年)、洗建「『信教の自由』を狙い撃つ宗教法人法『改正』案」潮一九九六年一月号一四頁、小林孝輔「宗教法人法は改変すべきか否かその論点」月刊住職一九九五年九月号四八頁、安武敏夫「宗教法人法改正は本当に必要なのか」月刊住職一九九五年一〇月号六二頁、同「活動が二府県以上に及ぶ法人の所轄問題」月刊住職一九九五年一月号六六頁、同「信者にも役所にも帳簿の開示を迫る法案成立」月刊住職一九九五年二月号六四頁、同「報告聴取も質問権もその実効性に疑いある改正」月刊住職一九九六年一月号七八頁、笹川紀勝「宗教法人法改正論議への一視角」福音と世界一九九五年一〇月号四二頁、同「憲法の構造と宗教法人法『改正』案の問題点」潮一九九五年一月号八八頁、藤田尚則「宗教法人法改正の動きと問題点」特定の政治的意図持つ「改正」の狙い」自由三七巻一一号六三頁(一九九五年)、小林節・前掲書所収の諸論稿、桐ヶ谷・前掲書所収の諸論稿。

主として改正を認ないし賛成の立場に立つものとして、棚村政行「宗教法人と民主主義社会」世界六一七号一七二頁(一九九五年)、同「法律時評・宗教法人法改正への視点」法律時報六八巻一〇二頁(一九九五年)、同「宗教法人制度における行政の責任と役割」法律のひろば一九九六年四月号一頁、大石眞「宗教団体と宗教法人制度」ジュリスト一〇八一号一頁(一九九五年)、北野弘久「宗教法人法の改正問題の論点」法学セミナー一九九六年二月号四四頁、寺内大吉「『世界』編集部「現行の宗教法人法はザル法」法人の目的と認定基準を明確に」世界六一七号一七〇頁(一九九五年)、島村宜伸「宗教法人見直しを阻むもの」文藝春秋一九九五年七月号一七八頁、

島村宜伸・椎名麻紗枝・團頭広周・北野弘久「宗教法人大改正案」宝石一九九五年八月号一四二頁。

宗教団体法制を比較法的に検討した論稿として、石村耕治「欧米の宗教団体法制と政教分離」法律のひろば一九九六年四月号三二頁、笹川紀勝「全米五〇州の『宗教法人大』潮」一九九六年三月号、棚村政行「アメリカにおける宗教団体の法律問題」小野幸二先生還暦記念「21世紀の民法」七五〇頁（一九九六年）。

(3) 棚村・前掲注(2) 法律のひろばなど。

(4) 例えば、平野・前掲注(2) 五一六頁。

(5) 「認証制度は、戦前の宗教団体法の下での認可制による宗教統制・弾圧の弊害や戦後の宗教法人令下での届出制という無統制との批判・弊害を踏まえ、かつ、憲法の定める信教の自由と政教分離の趣旨を十分配慮して構想・構築されているといえる(中根・前掲注(1) 三三二六頁。同頁以下も参照)」。なお、井上・前掲注(1) 三四六頁、篠原・前掲注(1) 六三頁、渡部・前掲注(1) 一一二頁等参照。

(6) 宗教法法人法の制定に至る経過については、井上・前掲注(1) 二二二頁以下、特に二七九頁以下、渡部前掲注(1) 一頁以下、大宮莊策「宗教法の研究」九四五頁以下、特に一〇三六頁以下(八千代出版、一九七四年)、梅田義彦「日本宗教制度史(近代篇)」一六七頁以下、特に二二三頁以下(東宣出版、改訂増補版、一九七一年)、文化庁編「明治以降宗教制度百年史」二七三頁以下、特に三四五頁以下(原書房、一九八三年)、ウイリアム・P・ウッゲード(古賀和則訳)「宗教法法人法の研究」龍谷大学宗教法研究会編「宗教法研究第一一輯(宗教法関係資料②)」八三頁(法律文化社、一九九二年)、栗田直樹・梅川正美「宗教法法人法の立法過程」伊藤英樹他編「宗教団体と法①」一頁(愛知学院大学宗教法制研究所、一九九二年)。なお、龍谷大学宗教法研究会編「宗教法研究第一〇輯(宗教法関係資料①)」(法律文化社、一九九〇年) 所掲の資料参照。

(7) 宗教法人の「聖」と「俗」の立て分けについては、例えば、宗教法法人法令研究会・前掲注(1)「解説と運用」二頁に、「宗教団体に、その本来の活動である宗教上の活動(宗教性・聖の面)と、これを支えるための財産管理など世俗上の活動(世俗性・俗の面)を分けて考えるなら、公権力の動く行政の作用は、宗教団体の聖の面に及ぶことは許されず、ただその俗の面において、この法律の規定を根拠として、働きかけることができる」としている。中根・前掲注(1) 一八二頁以下も宗教法人における「聖」と「俗」の立て分けを前提として記述している。

井上・前掲注(1) 三五四頁以下は、宗教法人の「聖」の側面を「世俗性」「世間性」と呼び、「俗」の側面を「宗教性」「出世間性」

と呼んで、「世俗性は法人法が干与する面であり、宗教性は憲法が保障する面である。世間性の干与は法律の規定領域、出世間性の保障は憲法の規定領域である。法律の領域において憲法の領域を侵すことはできない」とし、宗教法人の目的達成のための業務・事業のうち、「世間性に属する事項に対しては、法令を制定することも、その法令に基づいて行政を行うことも許されるが」「出世間性に属する事項を对象としての立法や行政は許されない」とする(三五七頁)。

なお、篠原義雄・前掲注(一)一〇頁参照。

(8) 前記注(7)の外、小林孝輔ほか「宗教と法」一五八頁(矢吹輝夫執筆)(北樹出版一九九六年)等参照。

(9) 文化庁文化部宗務課「宗教法人実務研修会資料(平成八年版)」八二頁、九三頁。

(10) 宗務課・前掲注(9)六九頁―七五頁、特に六九頁―七三頁。

(11) chilling effect(萎縮効果)とは、憲法上の諸権利の行使を實際上抑制する効果を言う。この法理は、アメリカの連邦最高裁が、主として表現の自由をはじめとする精神的自由を規制する法令の違憲性を判断する基準の一つとして、判例上発展させてきた法理であるが、信教の自由の規制・制約を排除する場合の基準としても有用である。

(12) 例えば棚村・前掲注(2)法律時報四頁、同法律のひろば一八頁。

(13) 例えば棚村・前掲注(2)法律時報は、「財務書類も、欧米では所轄庁に提出することが当然視されている」としたうえで、「アメリカでは、宗教法人となっている以上、州務省、司法長官等に年次報告書(annual report)を必ず提出しなければならず、一定期間内に提出しない場合は法人の解散や認証取消の事由にされている。カリフォルニア州でも毎年、宗教法人は司法省や州務省に報告書の提出が要求されている」としている(四頁)。同旨棚村・前掲注(2)法律のひろば一八頁。なお、法律のひろばでは、最後の部分が「カリフォルニア州でも毎年、宗教法人は州務省に年次報告書の提出が要求されている」とされ、司法省への報告書の提出については触れられていない)。

(14) CALIFORNIA CONTINUING EDUCATION OF THE BAR (ed.), ADVISING CALIFORNIA NONPROFIT CORPORATION, 389 (1984).

(15) CEB ATTORNEYS・前掲注(14)391-394.

(16) 平成八年六月三日付「文部省告示第百十六号」。

(17) 一九九七(平成九)年一月一〇日に閣議決定された平成九年度税制改正の要綱において、公益法人等の収支計算書の提出制度について、収支計算書の提出を要しない小規模な法人の範囲を年間取入金額八千万円以下の法人とされた。これにより、本文で述べたような乖離は

なくなりはしたが、いかにも朝令暮改で付焼刃の措置であることは否めない。

(18) 原・前掲注(2) 法律のひろばは、国政調査権との関係においては「内容が秘密に該当すると認められる場合には、これらの書類の内容を開披することができない場合がある」とし、情報公開条例との関係では「宗教法人のプライバシーに関する情報については、慎重に取り扱われなければならない」としている(八頁)。

また、中根・前掲注(1)は、特定の宗教法人に係る財務関係書類の取り扱いについては、国会や議会等との関係では当該宗教法人の宗教の自由と公務員の守秘義務を、国民や住民との関係においては当該宗教法人のプライバシー権をそれぞれ優先的に保護すべきとの観点および財務関係書類の提出を免除された宗教法人との均衡の観点等から、「原則として非公開とすべきである」とし、「所轄庁は国会や議会等から情報開示を要求された場合は原則として非公開が推定され、拒否できる」としている(三一頁。なお、三八頁注12参照)。

(19) 中根・前掲注(1)は、「信者は宗教上の地位と法律上の地位を併有しているが、信者を宗教上の地位や信仰面からは区別した取扱いをすることはできないし、仮にできるとしても適当でない。ところが、法律的には区別することはできるし、その区別に合理的な理由がある場合があり、実際にも宗教団体内において区別された取扱いが行われている」とし、このことを示唆している(四三頁)。

(20) 宗教法人の権徒が閲覧権を有すると判断したものと、東京高裁平成六年三月二三日判決・判例時報一五〇七号一三三頁等。有しなると判断したものと、東京高裁昭和六三年九月二八日判決・判例時報二二九三号九六頁等。なお、両判決の内容について、中根・前掲注(1)四九頁の注14参照。

(21) 例えば、棚村教授の初期の論稿では、カリフォルニア州法人法典を引いて「宗教法人の財政は信者からの浄財や献金・寄付等で維持されており、予算、決算、資産状態等の会計や法人運営上の重要事項である情報を開示することは、団体構成員である信者等には、当然のことではないのだろうか」とし(「宗教法人法をこう変えよう」諸君一九九五年一〇月号一四四頁以下、一五〇頁―一五一頁)、あるいは「アメリカでは、法が信者の資格の得喪や範囲を必ず規則で明らかにするよう求め、構成員名簿の作成も要求している。宗教団体の構成員として信者は重要な人的要素で、現行法二条でも宗教団体の構成要素に挙げられている。その重要なメンバーに帳簿や会計書類等の閲覧が認められないことの方がおかしいのではないか」としている(前掲注(2)世界一七六頁)。同教授は、宗教法人における信者は当然その構成員であり、この者に対する情報の開示は法律上認められているというような論理を展開していた。同教授のその後の論稿ではこのような明確な記述は見られないが、「信者」と「構成員」を一体視しているような箇所は見られる(例えば、前掲注(2)法律時

報四頁)。

(22) CEBB ATTORNEYS・前掲注(14) 333-335参照。

(23) 棚村教授も、その後の学会報告等における筆者との質疑等の際に、この点を是認する趣旨の発言をされている(例えば、一九九七年六月二一日・宗教学学会)。

(24) 原・前掲注(2) 法律のひろばは「閲覧を認められる信者その他の利害関係人かどうかは、各宗教法人において個別に判断すべきもの」とし(八頁)、また中根・前掲注(19) のような指摘もあり、宗教学法人の裁量権を認めるべきことを示唆している。

(25) 井上・前掲注(1) 二二七頁以下、特に二三八頁、梅田・前掲注(6) 一六七頁以下、特に一八二頁、文化庁・前掲注(6) 二〇二頁以下、同志社大学人文科学研究所編「戦時下抵抗の研究」一五一頁以下、特に一五八頁(みすず書房、一九六八年)、宗教調査会編「貴族院・衆議院宗教団体法案速記録」四頁(文久社出版部、一九三九年)参照。

(26) 当初の治安維持法(一九二五(大正一四)年制定) 一条は「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之レニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」と規定していたが、一九二八(昭和三)年の改悪(一部重罰規定にした)を経て、一九四一(昭和一六)年には七条に「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」と定め、「国体の変革」のみならず「国体の否定」や「神宮や皇室の尊厳の冒瀆」までが処罰の対象になった。

(27) 島村・前掲注(2) 一七九頁。

(28) ウォルツ事件(Waltz v. Tax Commission of the City of New York 397 U.S.654, 1970.) 参照。

同事件においては、ニューヨーク州が州法に従って、宗教団体が専ら宗教上の礼拝用に使用していた資産に対する固定資産税を免除したことが、合衆国憲法修正一条の国教樹立禁止条項に違反するか否かが争われた。連邦最高裁は、この免税措置を大要以下の理由で合憲とした。すなわち、免税措置は、教会に対する間接的支出または助成につながり、政府が教会の活動を促進していると言えないこともないが、課税措置を講じること自体も、宗教団体の宗教活動の実態把握のために、税務調査等を通じて政府が当該団体に関与することになり、後者の方が関与の度合いが強い(excessive entanglement)。憲法は、免税措置を講じることにより、必要最小限で宗教に関与する方を

選択していると思われるべきである、というものである。

連邦最高裁は、課税よりも免税のほうが政府の宗教団体に対する関与の度合いが少ないと考えたのであるが、そこには国家による宗教活動のチェックに対する警戒感が反映されているものと言える。

(29) 現実には今回の改正作業に関連して、次のような報道がなされている。

「この四月から始まった宗教法人法の改正論議は、当初はオウム真理教による一連の事件の再発防止に力点が置かれていた。ところが参院選での新進党の躍進後、自民党内では「法改正は創価学会対策の色合いが濃くなってきた。今やオウム対策は二次的なものだ」(関係経験者)と、政治的思惑が表面化してきた。自民党の文教関係議員には「創価学会が困るような改正はできないか、これから知恵を絞りたい」と話すメンバーもあり、創価学会のような巨大な法人だけを対象として優遇税制の見直しにまで踏み込む考えも出ている」(朝日新聞一九九五年八月二〇日朝刊)。

加藤紘一自民党政調会長(現幹事長)は、「宗教法人は：本質的に議会制民主主義と相いれない」「宗教法人が政治にかかわる際には、自重、遠慮が必要だ」と述べ、それを改正の理由に挙げている(産経新聞同年九月四日朝刊)。

亀井静香同党組織広報本部長(当時)は、度重なるテレビ出演で、「改正」の目的は創価学会対策であるということを再三述べ(同年一〇月二二日テレビ朝日「サンデープロジェクト」、同年一〇月二九日フジテレビ「報道二〇〇一」、その後も創価学会の活動を牽制する発言を折に触れ、繰り返していた)。

政府においては、島村文部大臣(当時)が、「特定の宗教が突出すれば、他の宗教が侵される。憲法の保障する信教の自由が侵される場合は、何らかの形で制約しなければならないことになるだろう」と述べている(朝日新聞同年八月一〇日朝刊)。同氏はさらに、「今度の改正案が通ったら、毎年創価学会を徹底して身体検査をしてやる、着太りしているんだか本当に太っているんだかわからないが、ともかくパンツの中で、けつつの穴まで見てやる」と言った旨指摘されている(宗教法人に関する特別委員会議録八号・平成七年十一月一〇日七頁)。

これらの報道によると、政府・自民党は、同年七月の参院選での敗北に危機感をいだき、創価学会を抑圧ないし牽制する手段として「改正」を強引に進めていたということがうかがえる。時の政府や政権政党が、反対勢力、しかも宗教団体を封じ込めるための手段として、国の権力―すなわち立法権―を行使したとも言える。このような手法は、まさに権力による宗教弾圧につながるものであり、信教の

自由侵害であるばかりか、民主主義の自殺行為になりかねない。改正の内容もこのような文脈の中でとらえると、極めて危険な要素をはらんでいると言える。

(30) 毎日新聞一九九五年二月二日夕刊、朝日新聞一九九六年一月四日朝刊、読売新聞一九九六年一月五日朝刊等。

このような動きに警戒感を示す諸論稿をまとめた文献として、中外日報社編『法難の現代を問う①②』（中外日報社、一九九六年）、田丸徳善監修・木下歎昭編集『宗教と政治の接点―宗教規制法案の衝撃』（世界日報社、一九九六年）。

(31) School Dist. of Ahrnton, *Twp. v. Schenpps*, 374 U.S. 203, 1963.

(32) 高柳信一「政教分離の原則」福音と世界一九七〇年五月号七七頁以下、八六頁。